

事務連絡
令和3年8月5日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

職域接種において誤って予診票に保険医療機関番号を記載した場合の対応等
について

新型コロナウイルスワクチンの接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図っていくため、本年6月21日より、企業や大学等において、職域（学校等を含む）単位でのワクチン接種を可能としているところです。

職域接種においては、既に保険医療機関番号を有している医療機関も含め、申請がされた全ての接種実施医療機関等に対して、新規に10桁の番号（類似コード）を付番し、集合契約の委任状にも当該類似コードを記載しています。そのため、費用請求で提出する書類には、全て類似コードを記載するよう、企業等に周知していますが、誤って予診票に保険医療機関番号を記載したが費用請求をどうすれば良いかという個別照会が寄せられております。

今般、こうした場合の対応について、下記のとおりとしますので、ご承知置きいただき、適切に御対応いただくとともに、管内の接種実施医療機関及び関係団体等に周知いただきますようお願いいたします。

記

○ 職域接種において誤って予診票に保険医療機関番号を記載した場合の対応
について

誤って予診票に保険医療機関番号を記載した場合においては、類似コードに修正して費用請求を行う必要があること。

しかしながら、大量の予診票に誤って保険医療機関番号を記載するなど、予

診票の修正がどうしても困難な場合には、新型コロナウイルスワクチン接種の集合契約に別途加入していることを前提に、保険医療機関番号での費用請求もやむを得ないものとする。

ただし、その際には、以下の取扱いに留意すること。

- ① 同月にファイザー社のワクチンによる個別接種の費用請求もある場合には、個別接種分と職域接種分を合算して請求を行うこと
- ② 保険医療機関番号で費用請求する場合には、保険医療機関番号と紐付けられた住所地（すなわち接種実施医療機関等の所在地）の市町村に住民票がある被接種者の費用請求については、直接、当該市町村に行い、それ以外の市町村に住民票がある被接種者の費用請求については、各国民健康保険団体連合会を通じて行うものであること
- ③ 費用の振込先等は保険医療機関番号と紐付けられた振込先等を行うものであること（類似コードと紐付けられた振込先等ではないことに留意すること）

なお、やむを得ず保険医療機関番号で費用請求を行った職域接種の回数については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の個別接種促進のための支援策における個別接種の接種回数には含めることはできないことに留意すること。